

令和6年7月24日配信

証明書の郵送請求キャッシュレスサービスを開始します

各種証明書の郵送請求における手数料の支払いに、クレジットカード決済が利用できるようになります。このサービスの導入は、佐賀県内初の取り組みです。

証明書を郵送で請求する際は、手数料分の定額小為替を事前に購入し、必要書類とともに対象自治体へ郵送する必要があります。

このサービスを利用して、手数料をクレジットカードで決済することにより、定額小為替購入の負担がなくなり、利用者の利便性が向上します。

市においても小為替の管理や手数料の相違があった場合の請求者との電話連絡などの負担が減少し、事務の効率化につながることを期待できます。

「郵送請求キャッシュレスサービス」を利用すると、とても便利に！

- ・ 定額小為替の購入の手間が不要、定額小為替購入手数料が不要。
- ・ 手数料が不足する場合、不足分の小為替を購入して再度郵送する手間が不要。
- ・ 証明書が必要な市民の方だけでなく、法人・弁護士・司法書士・行政書士等が第三者の証明書を郵送請求する場合にも利用できます。

※交付請求書や本人確認資料、返信用封筒などの必要書類は、これまでどおり郵送していただく必要があります。

【サービス名】「郵送請求キャッシュレスサービス」

(富士フイルムシステムサービス株式会社)

【サービスの開始日時】

令和6年8月26日(月曜日)から
(市のホームページで案内)

＜お問い合わせ＞

嬉野市役所 市民課

担当 武藤・古賀

TEL 0954-66-9118